

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]							[ 現 行 ]						
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)						
料金表 通則 (略)							料金表 通則 (略)						
第1表～第6表 (略)							第1表～第6表 (略)						
別表1～別表7 (略)							別表1～別表7 (略)						
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。 )に係るグループ										
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード							
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。 )に係るグループ										
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード							
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タジキスタン共和国	Babilon-Mobile	7	二	B	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モンテネグロ	Drustvo za telekomunikacije MTEL d.o.o	7	二	A	○
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タジキスタン共和国	Babilon-Mobile	7	△5	B	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モンテネグロ	Drustvo za telekomunikacije MTEL d.o.o	7	△2	A	○
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

別表9 通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 (略)

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国(2)、アラブ首長国連邦(7)、イエメン共和国(7)、イスラエル国(7)、イラク共和国(7)、イラン・イスラム共和国(7)、インド(2)、インドネシア共和国(1)、オマーン国(7)、カタール国(7)、カンボジア王国(7)、サウジアラビア王国(7)、シリア・アラブ共和国(7)、シンガポール共和国(1)、スリランカ民主社会主義共和国(2)、タイ王国(1)、大韓民国(7)、台湾(1)、中華人民共和国(1)、ネパール連邦民主共和国(2)、パレスチナ自治政府(4)、バーレーン王国(7)、パキスタン・イスラム共和国(2)、バングラデシュ人民共和国(2)、東ティモール民主共和国(7)、ブータン王国(2)、フィリピン共和国(1)、ブルネイ・ダルサラーム国(2)、香港(1)、ベトナム社会主義共和国(7)、マレーシア(7)、マカオ(1)、ミャンマー連邦共和国(2)、モルディブ共和国(2)、モンゴル国(7)、ヨルダン・ハシメット王国(7)、ラオス人民民主共和国(7)、レバノン共和国(7)
オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime AS の利用は6)、バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マデイラ諸島(7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limited の船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モルドバ共和国(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)

別表9 通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 (略)

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国(2)、アラブ首長国連邦(7)、イエメン共和国(7)、イスラエル国(7)、イラク共和国(7)、イラン・イスラム共和国(7)、インド(2)、インドネシア共和国(1)、オマーン国(7)、カタール国(7)、カンボジア王国(7)、クウェート国(2)、サウジアラビア王国(7)、シリア・アラブ共和国(7)、シンガポール共和国(1)、スリランカ民主社会主義共和国(2)、タイ王国(1)、大韓民国(7)、台湾(1)、中華人民共和国(1)、ネパール連邦民主共和国(2)、パレスチナ自治政府(4)、バーレーン王国(7)、パキスタン・イスラム共和国(2)、バングラデシュ人民共和国(2)、東ティモール民主共和国(7)、ブータン王国(2)、フィリピン共和国(1)、ブルネイ・ダルサラーム国(2)、香港(1)、ベトナム社会主義共和国(7)、マレーシア(7)、マカオ(1)、ミャンマー連邦共和国(2)、モルディブ共和国(2)、モンゴル国(7)、ヨルダン・ハシメット王国(7)、ラオス人民民主共和国(7)、レバノン共和国(7)
オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime AS の利用は6)、バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マデイラ諸島(7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limited の船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)

<p>アフリカ地方</p>	<p>アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボベルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、△コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、スワジランド王国（7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）</p>	<p>アフリカ地方</p>	<p>アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボベルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、△コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、スワジランド王国（7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、<u>チュニジア共和国</u>（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）</p>
<p>(注) (略)</p>		<p>(注) (略)</p>	
<p>附 則（平成 29 年 11 月 24 日経企第 1855 号） この改正規定は平成 29 年 12 月 1 日から実施します。</p>			



	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タジキスタン共和国	Babilon-Mobile	7	二	B	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モンテネグロ	Drustvo za telekomunikacije MTEL d.o.o	7	二	A	○
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タジキスタン共和国	Babilon-Mobile	7	△5	B	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モンテネグロ	Drustvo za telekomunikacije MTEL d.o.o	7	△2	A	○
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

- 1 (略)  
2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国 (2)、アラブ首長国連邦 (7)、イエメン共和国 (7)、イスラエル国 (7)、イラク共和国 (7)、イラン・イスラム共和国 (7)、インド (2)、インドネシア共和国 (1)、オマーン国 (7)、カタール国 (7)、カンボジア王国 (7)、サウジアラビア王国 (7)、シリア・アラブ共和国 (7)、シンガポール共和国 (1)、スリランカ民主社会主義共和国 (2)、タイ王国 (1)、大韓民国 (7)、台湾 (1)、中華人民共和国 (1)、ネパール連邦民主共和国 (2)、パレスチナ自治政府 (4)、バーレーン王国 (7)、パキスタン・イスラム共和国 (2)、バングラデシュ人民共和国 (2)、東ティモール民主共和国 (7)、ブータン王国 (2)、フィリピン共和国 (1)、ブルネイ・ダルサラーム国 (2)、香港 (1)、ベトナム社会主義共和国 (7)、マレーシア (7)、マカオ (1)、ミャンマー連邦共和国 (2)、モルディブ共和国 (2)、モンゴル国 (7)、ヨルダン・ハシメット王国 (7)、ラオス人民民主共和国 (7)、レバノン共和国 (7)
オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国 (7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド (7)、アゼルバイジャン共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、アルメニア共和国 (7)、アンドラ公国 (7)、イタリア共和国 (7)、ウクライナ (2)、ウズベキスタン共和国 (2)、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) (7)、英領ジブラルタル (7)、エストニア共和国 (7)、オーストリア共和国 (7)、オランダ王国 (7)、カザフスタン共和国 (7)、カナリア諸島 (7)、ガーンジー (7)、キプロス共和国 (7)、ギリシャ共和国 (7)、キルギス共和国 (2)、グリーンランド (7)、クロアチア共和国 (7)、コソボ共和国 (7)、サンマリノ共和国 (7)、ジャージー (7)、ジョージア (7)、スイス連邦 (7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国 (7)、スペイン (7)、スペイン領北アフリカ (7)、スロバキア共和国 (7)、スロベニア共和国 (7)、セルビア共和国 (7)、チェコ共和国 (7)、デンマーク王国 (7)、ドイツ連邦共和国 (7)、トルクメニスタン (5)、トルコ共和国 (7)、ノルウェー王国 (7 ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime AS の利用は6)、バチカン市国 (7)、ハンガリー (7)、フィンランド共和国 (7)、フェロー諸島 (7)、フランス共和国 (7)、ブルガリア共和国 (7)、ベラルーシ共和国 (7)、ベルギー王国 (7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (7)、ポーランド共和国 (7)、ポルトガル共和国 (7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (2)、マデイラ諸島 (7)、マルタ共和国 (7 ただし、Vodafone Malta Limited の船舶に係る利用は6)、マン島 (7)、モルドバ共和国 (7)、ラトビア共和国 (7)、リトアニア共和国 (7)、リヒテンシュタイン公国 (7)、ルクセンブルク大公国 (7)、ルーマニア (7)、ロシア (7)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

- 1 (略)  
2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国 (2)、アラブ首長国連邦 (7)、イエメン共和国 (7)、イスラエル国 (7)、イラク共和国 (7)、イラン・イスラム共和国 (7)、インド (2)、インドネシア共和国 (1)、オマーン国 (7)、カタール国 (7)、カンボジア王国 (7)、クウェート国 (2)、サウジアラビア王国 (7)、シリア・アラブ共和国 (7)、シンガポール共和国 (1)、スリランカ民主社会主義共和国 (2)、タイ王国 (1)、大韓民国 (7)、台湾 (1)、中華人民共和国 (1)、ネパール連邦民主共和国 (2)、パレスチナ自治政府 (4)、バーレーン王国 (7)、パキスタン・イスラム共和国 (2)、バングラデシュ人民共和国 (2)、東ティモール民主共和国 (7)、ブータン王国 (2)、フィリピン共和国 (1)、ブルネイ・ダルサラーム国 (2)、香港 (1)、ベトナム社会主義共和国 (7)、マレーシア (7)、マカオ (1)、ミャンマー連邦共和国 (2)、モルディブ共和国 (2)、モンゴル国 (7)、ヨルダン・ハシメット王国 (7)、ラオス人民民主共和国 (7)、レバノン共和国 (7)
オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国 (7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド (7)、アゼルバイジャン共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、アルメニア共和国 (7)、アンドラ公国 (7)、イタリア共和国 (7)、ウクライナ (2)、ウズベキスタン共和国 (2)、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) (7)、英領ジブラルタル (7)、エストニア共和国 (7)、オーストリア共和国 (7)、オランダ王国 (7)、カザフスタン共和国 (7)、カナリア諸島 (7)、ガーンジー (7)、キプロス共和国 (7)、ギリシャ共和国 (7)、キルギス共和国 (2)、グリーンランド (7)、クロアチア共和国 (7)、コソボ共和国 (7)、サンマリノ共和国 (7)、ジャージー (7)、ジョージア (7)、スイス連邦 (7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国 (7)、スペイン (7)、スペイン領北アフリカ (7)、スロバキア共和国 (7)、スロベニア共和国 (7)、セルビア共和国 (7)、タジキスタン共和国 (2)、チェコ共和国 (7)、デンマーク王国 (7)、ドイツ連邦共和国 (7)、トルクメニスタン (5)、トルコ共和国 (7)、ノルウェー王国 (7 ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime AS の利用は6)、バチカン市国 (7)、ハンガリー (7)、フィンランド共和国 (7)、フェロー諸島 (7)、フランス共和国 (7)、ブルガリア共和国 (7)、ベラルーシ共和国 (7)、ベルギー王国 (7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (7)、ポーランド共和国 (7)、ポルトガル共和国 (7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (2)、マデイラ諸島 (7)、マルタ共和国 (7 ただし、Vodafone Malta Limited の船舶に係る利用は6)、マン島 (7)、モナコ公国 (7)、モルドバ共和国 (7)、モンテネグロ (7)、ラトビア共和国 (7)、リトアニア共和国 (7)、リヒテンシュタイン公国 (7)、ルクセンブルク大公国 (7)、ルーマニア (7)、ロシア (7)



<p>アフリカ地方</p>	<p>アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボベルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、△コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、スワジランド王国（7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）</p>	<p>アフリカ地方</p>	<p>アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボベルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、△コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、スワジランド王国（7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、<u>チュニジア共和国</u>（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）</p>
<p>(注) (略)</p>		<p>(注) (略)</p>	
<p>附 則（平成 29 年 11 月 24 日経企第 1855 号） この改正規定は平成 29 年 12 月 1 日から実施します。</p>			

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第1章～第8章 (略)

料金表  
通則 (略)

第1表～第2表 (略)

別表 取扱地域

1 通話モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
南・北 ア メ リ カ 地 方	(略)	(略)
ア ジ ア 地 方	(略)	(略)
オ セ ア ニ ア 地 方	(略)	(略)

第1章～第8章 (略)

料金表  
通則 (略)

第1表～第2表 (略)

別表 取扱地域

1 通話モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
南・北 ア メ リ カ 地 方	(略)	(略)
ア ジ ア 地 方	(略)	(略)
オ セ ア ニ ア 地 方	(略)	(略)

ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アイスランド共和国（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、ジャージー、ジョージア、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、パチカン市国、ハンガリー、フィンランド共和国、フェロー諸島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、マン島、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、ロシア
アフリカ地方	(略)	(略)

ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アイスランド共和国（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、ジャージー、ジョージア、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、パチカン市国、ハンガリー、フィンランド共和国、フェロー諸島、 <u>△フォークランド諸島</u> 、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、マン島、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、ロシア
アフリカ地方	(略)	(略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	アジア 1	(略)
	アジア 2	(略)
	アジア 3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、△インド、カタール国、△サウジアラビア王国、スリランカ
オセアニア地方	(略)	(略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	アジア 1	(略)
	アジア 2	(略)
	アジア 3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、△インド、カタール国、 <u>△クウェート国</u> 、△サウジアラビア王国、スリランカ
オセアニア地方	(略)	(略)

ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	△アイスランド共和国、△アイルランド、アゾレス諸島、△アンドラ公国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、△スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、△チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、△マルタ共和国、モナコ公国、△ラトビア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、△ロシア
アフリカ地方	アフリカ	エジプト・アラブ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国

ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	△アイスランド共和国、△アイルランド、アゾレス諸島、△アンドラ公国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、△コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、△スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、△タジキスタン共和国、△チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、△マルタ共和国、モナコ公国、△モンテネグロ、△ラトビア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、△ロシア
アフリカ地方	アフリカ	エジプト・アラブ共和国、△チュニジア共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国

附 則（平成 29 年 11 月 24 日経企第 1855 号）  
この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、 株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア又は株式会社テレビ小松
6～31 (略)	(略)

第 2 章 (略)

[ 現 行 ]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社又 は株式会社エヌ・シー・ティ
6～31 (略)	(略)

第 2 章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種類

(契約の種類)

第7条 IP通信網契約には、次の種類があります。

(1)～(3) (略)

2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種類があります。

種 別	事 業 者 名
第3-1種契約	株式会社ケーブルネット鈴鹿
第3-2種契約	株式会社シー・ティー・ワイ
第3-3種契約	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
第3-4種契約	株式会社エヌ・シー・ティ
第3-5種契約	株式会社ニューメディア
第3-6種契約	株式会社テレビ小松

3 前2項に規定する第1種契約、第2種契約、第3-1種契約、第3-2種契約、第3-3種契約、第3-4種契約、第3-5種契約及び第3-6種契約には、次の種類があります。

(1)～(2) (略)

第2節 (略)

第3章～第12章 (略)

第13章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表2 (略)

附 則 (平成29年11月24日経企第1855号)

この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種類

(契約の種類)

第7条 IP通信網契約には、次の種類があります。

(1)～(3) (略)

2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種類があります。

種 別	事 業 者 名
第3-1種契約	株式会社ケーブルネット鈴鹿
第3-2種契約	株式会社シー・ティー・ワイ
第3-3種契約	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
第3-4種契約	株式会社エヌ・シー・ティ

3 前2項に規定する第1種契約、第2種契約、第3-1種契約、第3-2種契約、第3-3種契約及び3-4種契約には、次の種類があります。

(1)～(2) (略)

第2節 (略)

第3章～第12章 (略)

第13章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表2 (略)